

## トピックス

- 金誠同達、24 項の業務分野でのべ 104 名が「The Legal 500」2024 年度中国ランキングリスト入り

## 法令速報

- 国家暗号管理局、商用暗号応用安全性評価制度を公布
- 税関総署、企業による規律違反行為の自発的な開示に対する処罰の免除を明確化
- 人的資源・社会保障部、全国各地の最低賃金基準を統一的に公開
- 国家薬品监督管理局、薬品上市許可保有者の委託生産に対する監督管理を強化

## 弁護士コラム

- 企業にとってのなりすまし被害の法的リスクと対応措置についての考察

**金誠同達、24 項の業務分野でのべ 104 名が「The Legal 500」2024 年度中国ランキングリスト入り**

国際的に著名な法律評定機構である「The Legal 500」は 2023 年 11 月 15 日、2024 年度の中国法律事務所ランキングリストを公開しました。金誠同達は確かな業務能力、良好なクライアントの皆様からのご評価、および全国的に一体化された資源の優勢に基づき、計 24 項の業務分野におきまして、のべ 104 名がランク入りを果たし、前年同期比では、ランク入りの分野は 5 項、ランク入りした弁護士はのべ 34 名、それぞれ増加しています。そのうち、「独占禁止・競争」、「会社・M&A」、「争議の解決」、「コンプライアンス」などの多くの分野におきましては弊所の弁護士らがいずれもランキングに名を連ねており、当日本業務部門のシニアパートナーである張国棟も「独占禁止・競争」の分野における「推薦弁護士」にご選定いただきました。

The Legal 500 は既に三十年あまりの歴史を誇る世界的に公認された著名な法律評定機構のうちの一つです。同機構は年一度ランク付けを行い、客観的かつ公正な評価と洞察を世界の各司法区域の法律市場に提供しています。そのランキングは各司法区域の法律サービス機構に対する広範にわたる調査研究に基づいて多くの法律事務所を網羅した上で弁護士に対するクライアントからのフィードバックが収集されており、その

厳格な評定基準により、推薦された法律事務所と弁護士の業界内における傑出性が一律に反映されていません。

金誠同達はこの度、二十あまりの分野におきましてのべ百名にのぼる弁護士らが「The Legal 500」の2024年度中国ランキングリストに掲載されており、これにより金誠同達の法律サービスの分野における豊かな実力と業界関係者の皆様からのご好評が改めて実証されています。金誠同達は今後も従来どおり高度に専門化された効率的かつ良質な法律サービスをクライアントの皆様にお届けし、これにより各界の皆様からの一貫した力強いご支持とご信頼に感謝の意をもってお応えして参ります。

### 国家暗号管理局、商用暗号応用安全性評価制度を公布

国家暗号管理局は2023年10月7日、「商用暗号応用安全性評価管理弁法」を公布した。同法は2023年11月1日から正式に実施されている。その主な内容は、以下のとおりとなっている。

1、法律、行政法規または国家の関連規定において商用暗号を使用した保護の実施が要求されているネットワークと情報システム（以下「重要ネットワーク・情報システム」）について、その運営者は商用暗号を使用した保護、商用暗号応用案の制定、必要な資金と専門家の配備、商用暗号保障システムの同期的な計画・構築・運営、および商用暗号応用安全性評価の定期的な展開を行わなければならない。

2、重要ネットワーク・情報システムの完成と運営後において、その運営者は少なくとも年に一回は商用暗号応用安全性評価を自らまたは商用暗号検測機構に委託して展開し、商用暗号保障システムの正確かつ有効な運営を確保しなければならない。

3、重要ネットワーク・情報システムの運営者は商用暗号応用安全性評価報告書の形成から30日以内に評価報告書と業務の関連状況を暗号管理部門に届け出なければならない。

（出典：[https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2023-10/07/content\\_1061109.shtml](https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2023-10/07/content_1061109.shtml)）

### 税関総署、企業による規律違反行為の自発的な開示に対する処罰の免除を明確化

税関総署は2023年10月8日、2023年の127番目の公告である「規律違反行為の自発的な開示の処理に係る事項に関する公告」を公開し、企業が規律違反行為を自発的に開示し、かつ、相応の条件を満たしている場合には、行政処罰を行わないことができる、という旨を明確にした。公告の有効期間は2023年10月11日から2025年10月10日までとされている。

公告によると、輸出入企業は税関の規定への違反行為を自発的に開示する場合において、以下の状況のいずれかに該当しているときは、行政処罰が行われない。

1、税制上の規律への違反行為の発生日から6か月以内に、これを自発的に税関に開示したとき。

2、税制上の規律への違反行為の発生日から6か月を超過しているが、二年以内に、これを自発的に税関に開示し、申告漏れもしくは過少申告の税額の未納税額に占める割合が30%以下であり、または申告漏れもしくは過少申告の税額が人民元100万元以下であったとき。

3、加工貿易企業が生産工程の改良、非保税物資使用率の申告時における不正確性などの原因により、実際の歩留まりが申告済みの歩留まりを下回る事態がもたらされ、これにより発生する余剰の物資・半製品・

完成品が依然として処置されていなかったとき、または加工貿易の方法を通じて既に再輸出されているとき。

(出典：<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5417968/index.html>)

**人的資源・社会保障部、全国各地の最低賃金基準を統一的に公開**

人的資源・社会保障部は 2023 年 10 月 18 日、全国の各省・自治区・直轄市における最低賃金基準の状況を公開した(2023 年 10 月 1 日時点)。

データにおいては、上海市における月次最低賃金基準が最も高く、2690 元となっており、これに北京市の 2420 元と深セン市の 2360 元が続いていることが表示されている。目下、全国で合わせて 16 の省級行政区におけるランク 1 の月次最低賃金基準が 2000 元以上に上っており、具体的には下表の示すとおりとなっている。

地区	月次最低賃金基準				最低賃金時間額基準			
	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4
北京	2420				26.4			
天津	2180				22.6			
河北	2200	2000	1800		22	20	18	
山西	1980	1880	1780		21.3	20.2	19.1	
内モンゴル	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
遼寧	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1880	1760	1640	1540	19	18	17	16
黒龍江	1860	1610	1450		18	14	13	
上海	2690				24			
江蘇	2280	2070	1840		22	20	18	
浙江	2280	2070	1840		22	20	18	
安徽	2060	1930	1870	1780	21	20	19	18
福建	2030	1960	1810	1660	21	20.5	19	17.5
江西	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山東	2200	2010	1820		22	20	18	
河南	2000	1800	1600		19.6	17.6	15.6	
湖北	2010	1800	1650	1520	19.5	18	16.5	15
湖南	1930	1740	1550		19	17	15	
広東	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17	16.1
うち: 深セン	2360				22.2			
広西	1810	1580	1430		17.5	15.3	14	

海南	1830	1730	1680		16.3	15.4	14.9	
重慶	2100	2000			21	20		
四川	2100	1970	1870		22	21	20	
貴州	1890	1760	1660		19.6	18.3	17.2	
雲南	1990	1840	1690		19	18	17	
西藏	2100				20			
陝西	2160	2050	1950		21	20	19	
甘肅	1820	1770	1720	1670	19	18.4	17.9	17.4
青海	1880				18			
寧夏	1950	1840	1750		18	17	16	
新疆	1900	1700	1620	1540	19	17	16.2	15.4

(出典:[http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwjd/202310/t20231018\\_507868.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/fwjd/202310/t20231018_507868.html))

### 国家薬品监督管理局、薬品上市許可保有者の委託生産に対する監督管理を強化

国家薬品监督管理局は2023年10月23日、「薬品上市許可保有者の委託生産に対する監督管理業務の強化に関する公告」(以下「公告」)を公布した。

「公告」においては、委託生産の許可管理の厳格化、委託生産の品質管理の強化、委託生産に対する監督管理の強化などの面から施策が行われており、申請者が薬品の生産委託、薬品生産許可証の処理申請またはB類許可証上の許可事項の変更申請を行う場合には、各省級の薬品監督管理部門は「薬品生産監督管理弁法」等の法令に従って申請資料を厳格に審査するとともに、受託生産企業の所在地における省級薬品監督管理部門の発行する薬品GMP適合性検査告知書と受託生産同意意見書も厳格に審査しなければならないという旨が規定されている。

(出典:<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/ypggtg/ypqgtg/20231023160426145.html>)

## 企業にとってのなりすまし被害の法的リスクと対応措置についての考察

弁護士 李 霆輝

### なりすまし被害の頻出性

有名企業にとりましては自らの高い知名度によりもたらされる業務上の恩恵を享受しているとともに、「乗っ取り」や「人気への便乗」を行う不審者や悪人への遭遇も日常茶飯事です。実際のところは商品の模倣被害にとどまらず、会社の主体すら模倣被害に遭っており、これも企業が直面している現実的なリスクのうちの一つとなっています。2022年9月16日に「南寧市小重政商務秘書有限公司」には工商登記の変更が発生し、元の株主がいずれも資金を引き揚げ、新たな独資株主はBYDとなり、「比亞迪（広西）新能源有限公司」に改名され、登録資本は30万元から1億元に増加されました。ところが、本件買収はなんと当該会社が自らねつ造したものでありました。広西南寧市行政審査認可局の公式サイト上の公告によりますと、BYDは同年の9月20日に、比亞迪（広西）新能源有限公司がBYDの身分情報を冒用して会社登記を詐取していたことを南寧市行政審査認可局に報告し、「比亞迪（広西）新能源有限公司」の変更登記申請書と関連証拠資料の提出を取り消しました。その後の調査と究明を経ましたところ、当該会社が会社変更登記の申請時に提出していた資料におきましてはBYDにかかわる公印が偽造されており、BYDの法定代表者である王伝福氏の署名も偽造されていたことが判明しました。広西南寧市行政審査認可局は規定に基づいて当該会社が2022年9月16日に行った会社変更登記を取り消しました。

実際のところ、これはBYDが遭遇した一件目のなりすまし被害ではありませんでした。2018年の7月にもBYDは声明を公開し、「李娟氏等の者は上海市浦東新区世紀大道の国金中心二期にオフィスを賃借してBYDの支部であるものと対外的にかたっている。李娟氏本人はさらに上海比亞迪電動車有限公司の市場部の総経理の身分を冒用し、BYDの複数の公印を偽造してBYDの名義をもって多くの組織や機構と広告宣伝類の提携を展開している。」と公示していました。BYDは自社の印章の偽造および契約詐欺罪の疑いをもって李娟氏等の者を相手取って提訴に踏み切り、李娟氏は最終的に上海市浦東新区人民法院により契約詐欺罪をもって14年の有期懲役に処せられました。

BYDのほか、中国兵器集団、中国化学、中国華能、国家能源集団などの大手国有企業や京東、老干媽などの有名上場会社も一律に「（水滸伝の）李鬼」（すなわちニセモノ）に遭遇してこれにより紛争に陥ったことがあります。執務の過程において筆者もこれまでに多くの主体がなりすまされた顧客の権利保護案件の処理に参加しており、こちらの点からも明らかなおとおり、なりすまし被害の問題は現実におきましては決して珍しいものではありません。

### なりすまし被害の類型

昨今における企業登記部門の審査はただ形式的な審査にすぎませんので、たとえ当事者がねつ造されている要求を満たした文書であったとしても、往々にして審査を通過してしまいます。関連政府機関の間におきましても情報の意思疎通上の障壁が存在しており、情報データがリアルタイムに同期されておらず、登記の段階における有効な情報の検証方法が欠如しています。特に、地方の工商登記情報に対しましてはリアルタイムに事実を確認することができておらず、なりすましによる混乱した局面の頻発がもたらされています。

一般的に述べますと、主体のなりすまし被害につきまして、企業はしばしば以下の数種のなりすましの方法に遭遇しています。



- ① 虚偽の資料の提出その他の詐欺的な手段を採択した重要な事実の隠ぺい、登記企業と被害企業の持分投資関係または隷属関係のねつ造、および登記企業を某有名会社の子会社または支社であるものと偽った上での業務の展開
- ② 有名企業の商号・商品名・略称を会社名称として登録した上での当該会社となりすまされている有名企業との間における関係性の存在に対する誤認の惹起、これによる真偽識別の不能化、消費者と取引相手の意思決定への影響、および自らの「乗っ取り」目的の達成
- ③ 会社の公印の無断製造またはレターヘッド入り用紙の無断印刷、および企業の経営陣または従業員をかたった無断の対外的な業務展開

上述の三種類のなりすまし方法のうち、③が比較的にはよく見受けられているものの、実際のところは①と②のほうが企業にもたらされる脅威が更に大きいです。これはなぜかと申しますと、それは多くの詐欺等にかかわる犯罪行為におきましては③のなりすましの方法に対する国の取締りの強度のほうが一般的には比較的高く、また、この状況の下では一般的には企業の財務にかかわっていますので、企業も多くの場合、これを速やかに発見することができるからです。一方、①と②の状況におきましては隠ぺい性がより強く、企業によるこの違法行為の発見の時点が往々にして当該行為発生の時点に遅れを取るだけでなく、消費者と取引相手にとりまして自らの取引相手の不審を初期段階において判断することが非常に難しく、しばしば紛争の発生後によりやくなりすましに気が付きます。このため、被害者である企業・消費者・取引相手に対する損害は更に広がり、市場環境への影響も更に悪劣となります。

### **偽企業の行為の効力、被害企業への影響**

前節において述べられている①と②の状況につきまして、偽企業が独立した法人であった場合には、その行為はその法人格に基づいて有効となり、行為の結果は偽企業自体に帰属することとされるので、一般的には被害企業に直接の影響を及ぼしません。しかし、被害企業にとりましては自らの良好な評判とブランドイメージがいずれも偽企業の存在によって悪影響を受け、最終的には被害企業の市場において獲得し得る利益に影響が及ぶおそれもあります。

一方、偽企業が被害企業の支社もしくは出先機関をかたり、または公印の無断製造もしくはレターヘッド入り用紙の無断印刷の方法を利用して業務を対外的に展開していた場合には、表見代理を構成し、被害企業が偽企業の行為に対する責任を直接負担し、またはこれにより賠償責任を負担しなければならない事態がもたらされるおそれもあります。ここで注意しなければならないのは、たとえなりすました者の行為が犯罪を構成していたとしても、民事責任認定の面におきましては必ずしも表見代理の成立を妨げる要素にはならないという点です。例えば、「最高人民法院 経済紛争案件審理の過程における国の经济管理活動に対する直接の威嚇の疑いにかかわる若干の問題に関する規定」の第五条第二項におきましては、次の旨が規定されています。「行為者が組織の公印を無断で製造し、または組織の公印、業務紹介状もしくは公印が押捺された本文が空白のままの契約書をみだりに使用して国家経済上の目的・内容を有する契約の締結の方法をもって行う犯罪行為のうち、組織に明らかな過失があり、かつ、当該過失行為と被害者の経済的損失との間に因果関係があったときは、組織は、当該犯罪行為によりもたらされた経済的損失に対する賠償責任を法により負担しなければならない。」

### **実行可能な対応措置**

なりすましの違法行為を対象とし、企業は事前の積極的な予防、および事後の能動的な権利保護の方法を通じてこれに対応することができます。

いわゆる事前の積極的な予防とは、企業が①権利保護意識の確立、なりすまし被害リスクの遍在性の認識、国家企業信用情報公示システム等の工商登記情報データベースを通じたなりすまし被害問題の有無に対する定期的な一斉捜査、②厳格な内部印章・公用便せん使用制度の制定、会社の公印番号に対する記録、および会社の承認を経していない印章または公用便せんの任意の対外的な使用の厳禁を行わなければならない、かつ、③公式サイト、公式アカウントなどのプラットフォームにおけるグループ所属企業リストの公開および時宜を得た更新、ならびに提携可能範囲の対外的な明確化を行うことができることをいいます。

一方、事後の能動的な権利保護とは、各種の合法的な方法を通じてなりすまし行為を取り締まり、自らの合法的な権益を決然として保護することをいいます。なりすまし行為を対象として企業は①市場監督管理部門への通報、ならびに偽企業の工商登記情報の取消し・訂正、偽企業の経営異常リストへの組入れ、および偽企業の違法行為に対する更なる調査と処罰の執行の政府への要求を行うことができ、②仮に経済犯罪にかかわるおそれのある場合には、公安機関への届出を速やかに行って公安機関の捜査に積極的に協力しなければならない、③また、なりすまし行為が本質的には一種の不正競争行為でもあることから被害企業はさらに、偽企業およびその責任者を相手取った提訴の方法を通じて違法行為を阻止し、民事賠償を獲得することもできます。

当然のように、企業はたとえ自らがなりすまし被害の問題に遭遇したことがなかったとしても、日常的な業務を展開する過程におきましては取引相手の身分と授權を積極的に検証し、詐欺被害も回避しなければなりません。

## おわりに

当面の市場に存在している種々の問題を対象とし、当局は実務においても監督管理措置を強化しています。2023年10月1日には「企業名称登記管理規定実施弁法」の改正版が実施され、悪意の登録出願、名称の濫用、名称の偽称などの規律違反行為を対象とする具体的な監督管理措置と罰則の制定、企業名称登記機関の役割の明確化、および企業名称に対する事中・事後の監督管理実施の強調が行われています。また、11月8日には「企業登記詐称違法行為防止取締規定」への意見が公募されており、その中におきましては、「いずれの組織または個人も、虚偽の資料の提出その他の詐欺的な手段の採択を通じて重要な事実を隠ぺいして企業登記を取得した場合においては、登記機関が、是正を命じ、違法所得を没収し、情状の深刻性の程度に応じて5万円から100万円までの処罰を下し、犯罪を構成したときは、刑事責任を法により追及し、関係責任者を信用失墜懲戒に処する。」という旨が明確にされています。しかし、政府の規制強化への期待に加えて肝心な点は、企業自体が有効な予防・対応措置を主体的に採択して自らの合法的な権益を積極的に保護しなければならないことにあり、これにより初めて災いの未然の防止を遂行することができるようになります。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>